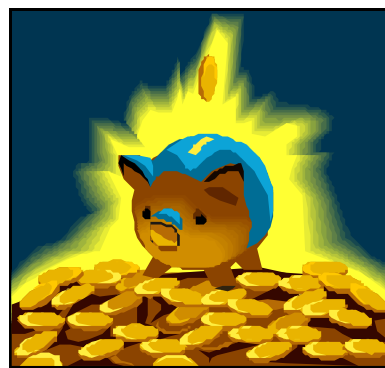


# こんなところにとらわれる身 (No.21)

～ちょっと気になる消費者情報をお届けします～



## その事業者、大丈夫？ ～ 金融商品取引を始める前に ～

金融商品取引業者には、様々な規制が課せられています。金融商品取引を始める前にこれらのルールを守っている事業者かどうかを必ず確認しましょう。

金融商品の販売等を行うには、原則として、金融商品取引業者としての登録が必要です。扱う金融商品によって種別があります。

⇒[金融商品取引業者登録一覧](http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html) <http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

金融商品取引業	主な業務内容
第一種金融商品取引業	・流動性の高い有価証券(株式、国債、社債等)の販売・勧誘 ・顧客資産の管理 ・店頭デリバティブ取引の販売・勧誘
第二種金融商品取引業	・流動性の低い有価証券(ファンド、信託受益権等)の販売・勧誘 ・市場デリバティブ取引の販売・勧誘
投資運用業	・投資運用
投資助言・代理業	・投資助言 ・投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介

ファンド業務 (ファンドの運用や販売勧誘) については、適格機関投資家等特例業者 (届出業者) として一定の要件を満たせば、投資運用業や第二種金融商品取引業の登録を受けなくても、簡易な届出のみで行えます。

(要件) 以下の顧客を相手に業務を行うこと

- 1 適格機関投資家 (いわゆるプロ投資家) 1 名以上
- 2 1 以外の者 (いわゆる一般投資家) 49 名以下

### ★ 問題のある悪質なファンド業者の例

- ・出資金を運用資産以外に流用している
- ・50名以上の一般投資家から出資を集めている
- ・プロ投資家の出資がない
- ・無登録業者に販売・運用業務を委託している



⇒[適格機関投資家等特例業務届出業者リスト/問題があると認められた届出事業者リスト](http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/tokurei.html)

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/tokurei.html>

⇒[無登録で金融商品取引業を行う者の名称](http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html)

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>

★ いわゆる「医療機関債」や「CO2の排出権取引に係る投資」は、金融商品取引法が適用になりません。

## <ここに気をつけよう！>



- **まずは、金融商品を提供する業者が登録業者であるかを確認する**
- **問題のある事業者の公表をチェックする**
- **自分で理解できない金融商品は買わない**
- **勧誘方針\*が公表されているか確認する**
- **購入意思がないなら、勧誘はきっぱりと断わる**
- **疑問、不安に思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談する**

\*下記の金融商品販売法の規制を参照

消費者（投資家）保護のために金融商品の販売・勧誘についての規制があります

### 金融商品取引法における規制

⇒金融商品取引業者が守るべきルールを定め、違反がある場合には行政処分等を行うことにより、業者にルールを守らせる

【対象金融商品】 1 有価証券（株券、債券、投資信託、抵当証券、信託受益証券等）

2 デリバティブ取引

3 みなし有価証券（ファンド、信託受益権等）

（規制例）

- 利益の見込み等について、著しく事実に相違する表示をすること、著しく人を誤認させるような表示をすることを禁止
- 虚偽の説明の禁止
- 損失補てんの禁止
- 顧客の知識や経験、契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行わない
- 不招請勧誘（顧客の求めがない電話・訪問等による勧誘をしてはならない）、再勧誘の禁止など

### 金融商品販売法\*における規制

\*「金融商品の販売等に関する法律」

⇒金融商品取引業者の顧客に対する義務等と義務違反の場合の損害賠償責任について定める

【対象金融商品】 金融商品取引法の対象商品のほかに、以下のものが含まれる

1 預貯金（投資性の弱いもの）

2 保険（投資性の弱いもの）

（規制例）※無登録業者にも適用されます

- 金融商品がもっているリスク等の重要事項について、顧客に説明する義務
  - 1 元本割れが生じるおそれがあるときはその旨及びその原因についての説明
  - 2 デリバティブ（金融派生商品）などについては、権利を行使できる期間の制限や解約期間の制限についての説明
- 業者は説明義務を怠った場合に、顧客が被った損害を賠償しなければならない
- 業者は販売のための勧誘方針を策定して公表しなければならない

## 【金融商品に関する情報は下記のホームページでご覧になれます】

- 「必ず儲かる?!」投資話にご用心!! ファンド型の投資商品・医療機関債などへの出資契約トラブルが急増中です。（とらぶるの芽No1.）

[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/trouble/1\\_120201.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/trouble/1_120201.html)

- 「CO2の排出権取引に係る投資にご注意を!!～初心者の方は、手を出さないでください!～」

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/120725.html>

- 家まで失う?! 狙われる! 一人暮らしの高齢者投資被害の回復をうたう二次的被害に気をつけて!

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/120711.html>